

議案第12号

公の施設の指定管理者の指定の件（市民交流プラザ（文化芸術劇場及び文化芸術交流センター））

令和元年（2019年）11月28日提出

札幌市長 秋元克広

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称

札幌市民交流プラザ（札幌文化芸術劇場及び札幌文化芸術交流センター）

2 公の施設の位置

札幌市中央区北1条西1丁目

3 指定管理者

札幌市南区芸術の森2丁目75番地

公益財団法人札幌市芸術文化財団

理事長 秋元 克広

4 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(理由)

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市民交流プラザ（文化芸術劇場及び文化芸術交流センター）の指定管理者を指定するため、本案を提出する。